

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第36回）

日時：令和4年2月2日（水）

午後4時～

場所：第二庁舎4階 災害対策本部室

次 第

1 開 会

2 議 題

- （1）新型コロナウイルス感染者の県内発生状況等について（資料1）
- （2）新型コロナウイルスの感染急拡大への対応について（資料2）
- （3）PCR等検査無料化事業の実施状況等について（資料3）
- （4）感染警戒レベル等について（資料4）
- （5）新型コロナウイルス感染症に係る主な取組の状況について（資料5）
- （6）その他

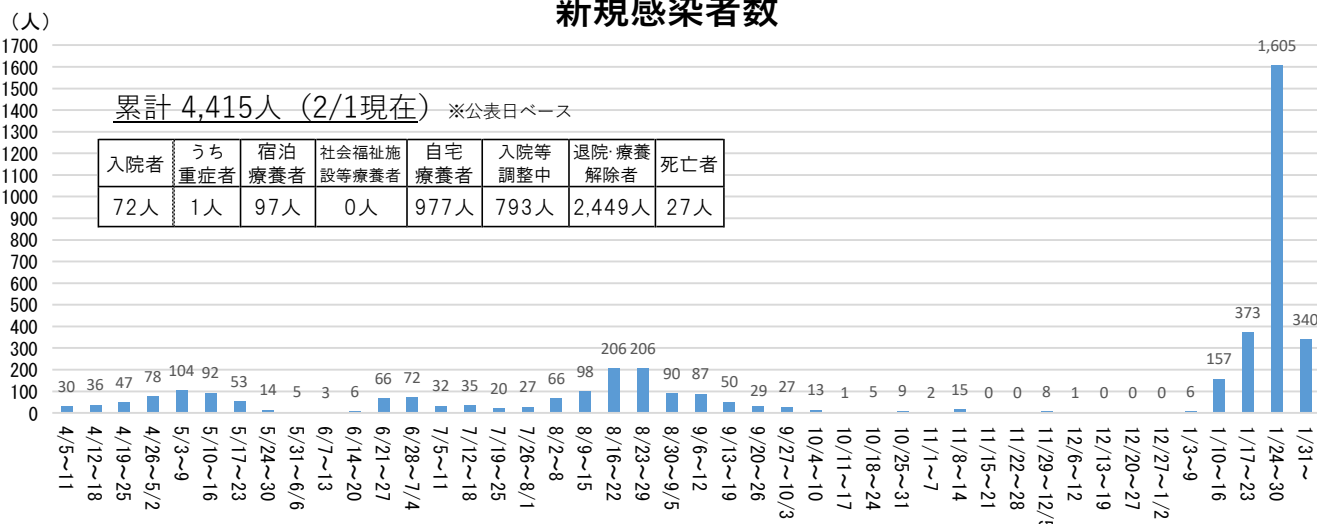
3 知事指示

4 閉 会

新型コロナウイルス感染者の県内発生状況等について

令和4年2月2日
健康福祉部

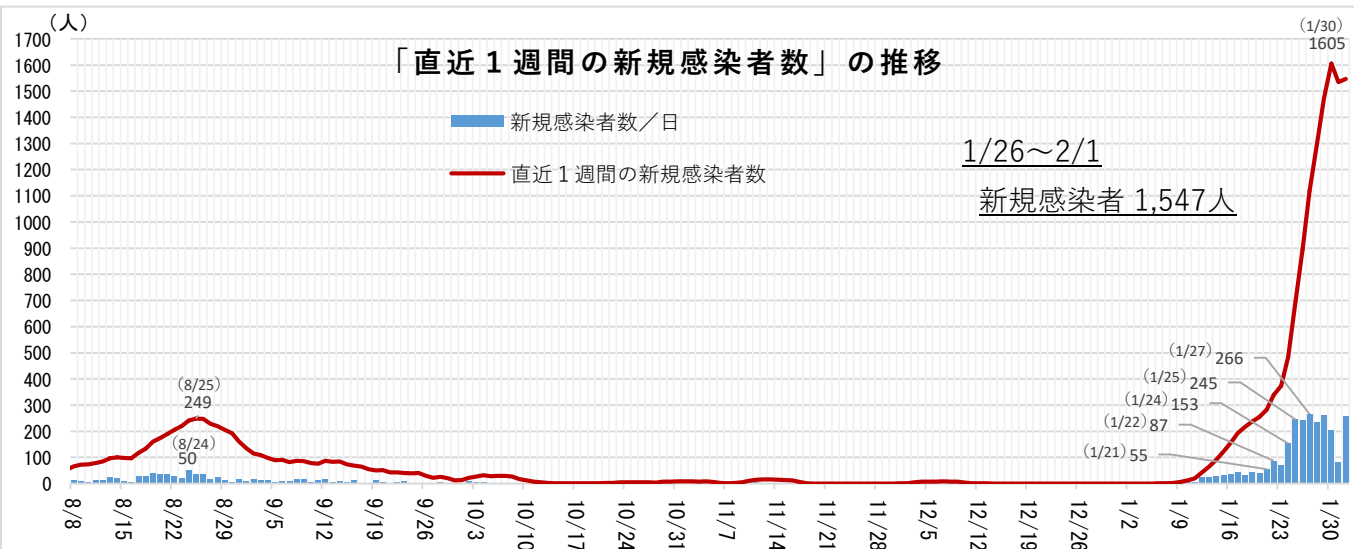
新規感染者数



1月以降のクラスター事例 ※公表日順、【 】は保健所管内

1/11 【能代】 会食	1/23 【能代】 職場	1/24 【横手】 小学校	1/29 【秋田市】 施設
1/12 【能代】 飲食店	【秋田市】 小学校	【県南部】 高校	【秋田市】 施設
1/14 【由利本荘】 会食	【由利本荘】 小学校	1/25 【能代】 事業所	1/30 【北秋田】 学校
1/15 【能代】 事業所	【横手】 中学校	【秋田市】 保育園	【秋田市】 保育園
1/16 【能代】 職場	【横手】 小学校	【秋田市】 保育園	【大館】 事業所
【由利本荘】 保育園	【横手】 保育園	【県内】 スポーツ大会	2/1 【秋田市】 施設
1/17 【秋田市】 自衛隊	【県中部】 大学	1/26 【県内】 スポーツ大会	【由利本荘】 スポーツチーム
【秋田市】 クリニック	1/24 【大館】 スポーツ	1/28 【大館】 施設	【横手】 施設
1/19 【能代】 会食	【能代】 小学校	【大館】 飲食店	
1/21 【県内】 スポーツイベント	【秋田市】 小学校	1/29 【北秋田】 施設	

「直近1週間の新規感染者数」の推移



変異株の状況

①変異株スクリーニング検査 (1月30日現在)

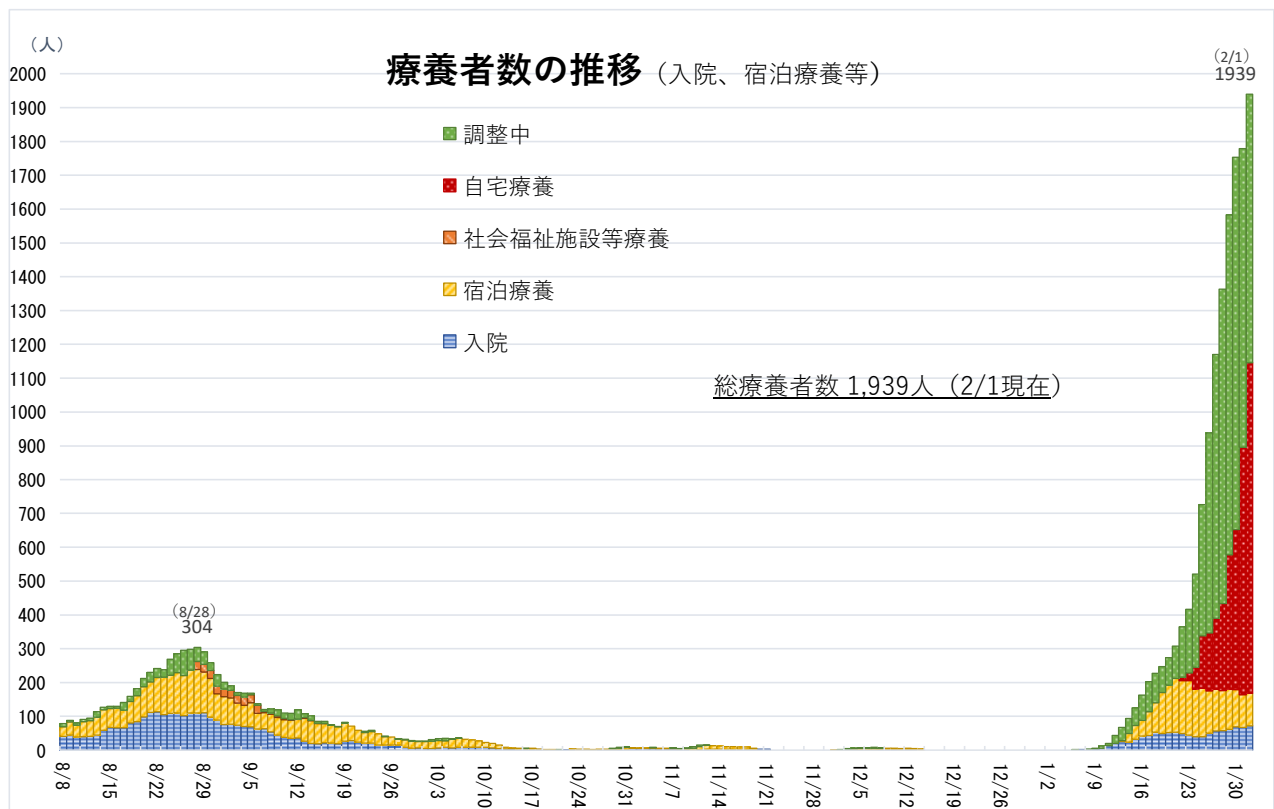
検査期間	N501Y変異		L452R変異	
	検査件数	うち陽性 (陽性率)	検査件数	うち陽性 (陽性率)
1/3~1/23	138	137 (99%)	284	1 (0%)
1/24~1/30	0	0 (-)	269	0 (0%)

②ゲノム解析 (1月22現在)

種類	件数	うち1/12公表以降
オミクロン株	7	5

※N501Y変異「陽性」、L452R変異「陰性」でオミクロン株疑い

※①は県健康環境センター及び秋田市保健所、②は県健康環境センターにおいて実施



入院病床及び宿泊療養施設の使用状況（2/1現在）

（人、床・室）

入 院 病 床 （フェーズ5）					宿泊療養施設		
入院者数 （うち重症） ① (2)	現在の 確保病床数 （うち重症者用） ③ (4)	病床使用率 （重症者用 ^へ -ス） ①/③ (2/4)	最大確保 想定病床数 （うち重症者用） ⑤ (6)	病床使用率 （重症者用 ^へ -ス） ①/⑤ (2/6)	療養者数 ⑦	現在の 確保居室数 （収容人員数） ⑧ (9)	居室使用率 （収容人員 ^へ -ス） ⑦/⑧ (7/9)
72 (1)	244 (16)	29.5% (6.3%)	289 (24)	24.9% (4.2%)	97	415 (518)	23.4% (18.7%)

注）上記のほか、793人が入院・療養調整中

中和抗体薬の県内使用実績（1/28現在）

コロナプリーブ：16病院 184症例（うち循環器・脳脊髄センター 58症例）

ゼビュディ：13病院 56症例（うち循環器・脳脊髄センター 25症例）

年代別 累計感染者数（1/31現在）※2/1現在は確認中

（人）

10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	計
467 (11%)	948 (23%)	553 (13%)	541 (13%)	666 (16%)	363 (9%)	268 (6%)	180 (4%)	172 (4%)	4,158 (100%)

管轄保健所別 累計感染者数（2/1現在）

（人）

大館	北秋田	能代	秋田中央	秋田市	由利本荘	大仙	横手	湯沢	計
281 (6%)	102 (2%)	350 (8%)	250 (6%)	2,069 (47%)	281 (6%)	294 (7%)	678 (15%)	110 (2%)	4,415 (100%)

年代区分別感染者数の割合（月別）

（R4年1月31日現在）

通算：R2年3月～R4年1月
（4,158人）

うち R3年5月
（300人）

うち R3年6月
（120人）

うち R3年7月
（145人）

うち R3年8月
（604人）

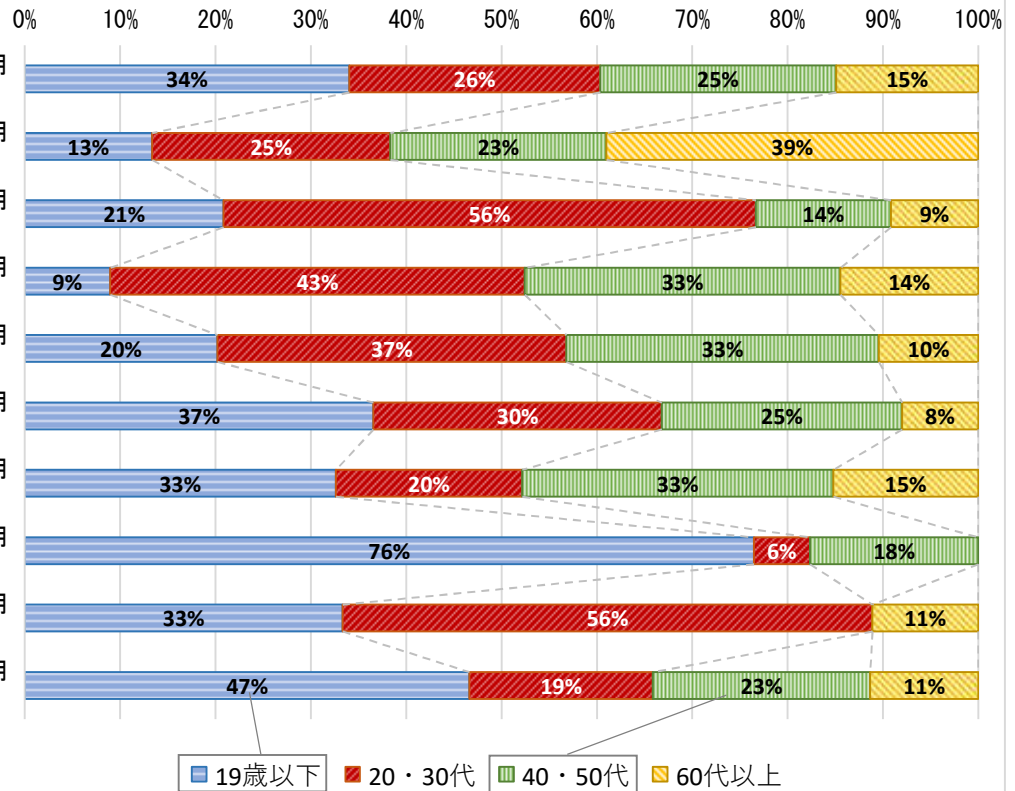
うち R3年9月
（238人）

うち R3年10月
（46人）

うち R3年11月
（17人）

うち R3年12月
（9人）

うち R4年1月
（2,224人）



管轄保健所別感染者数の割合（月別）

（R4年1月31日現在）

通算：R2年3月～R4年1月
（4,415人）

うち R3年5月
（300人）

うち R3年6月
（120人）

うち R3年7月
（145人）

うち R3年8月
（604人）

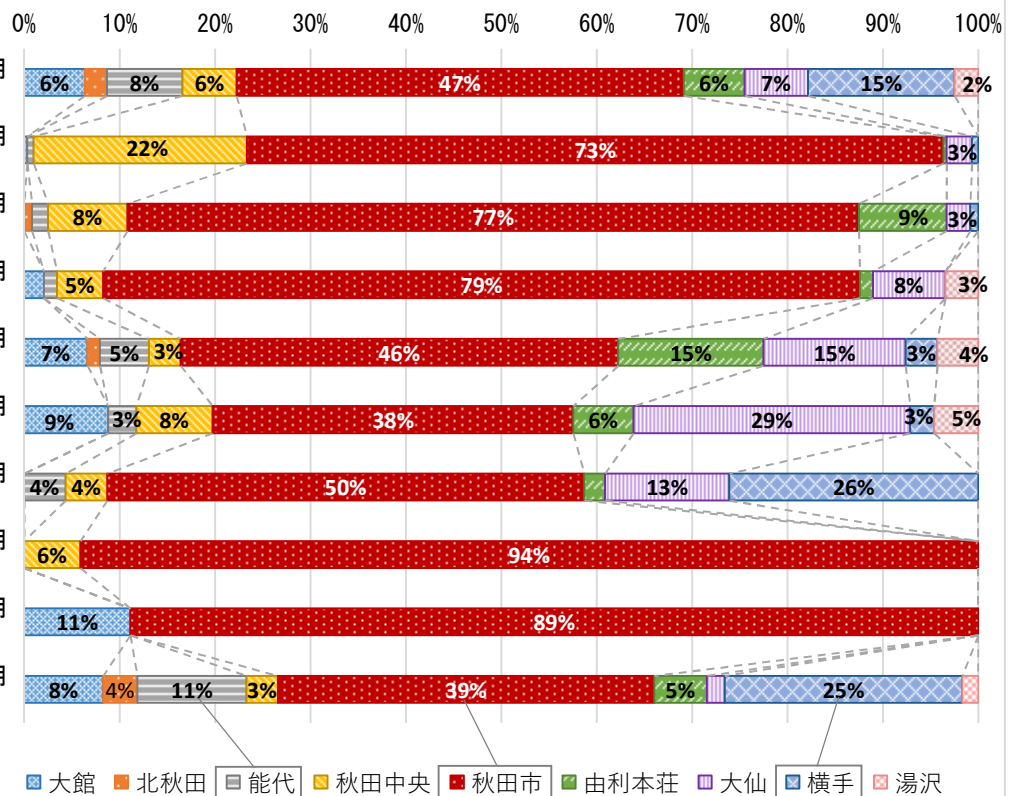
うち R3年9月
（238人）

うち R3年10月
（46人）

うち R3年11月
（17人）

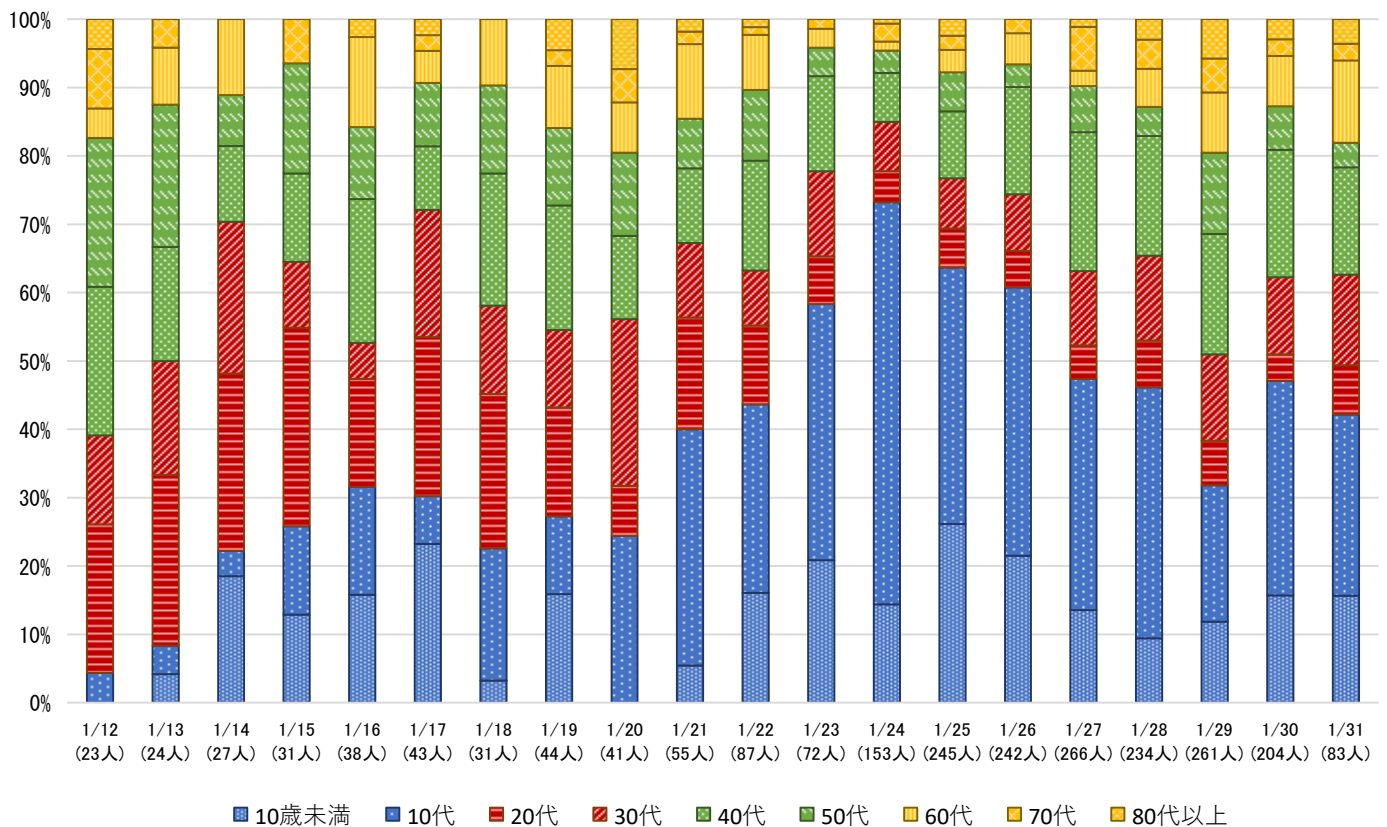
うち R3年12月
（9人）

うち R4年1月
（2,224人）



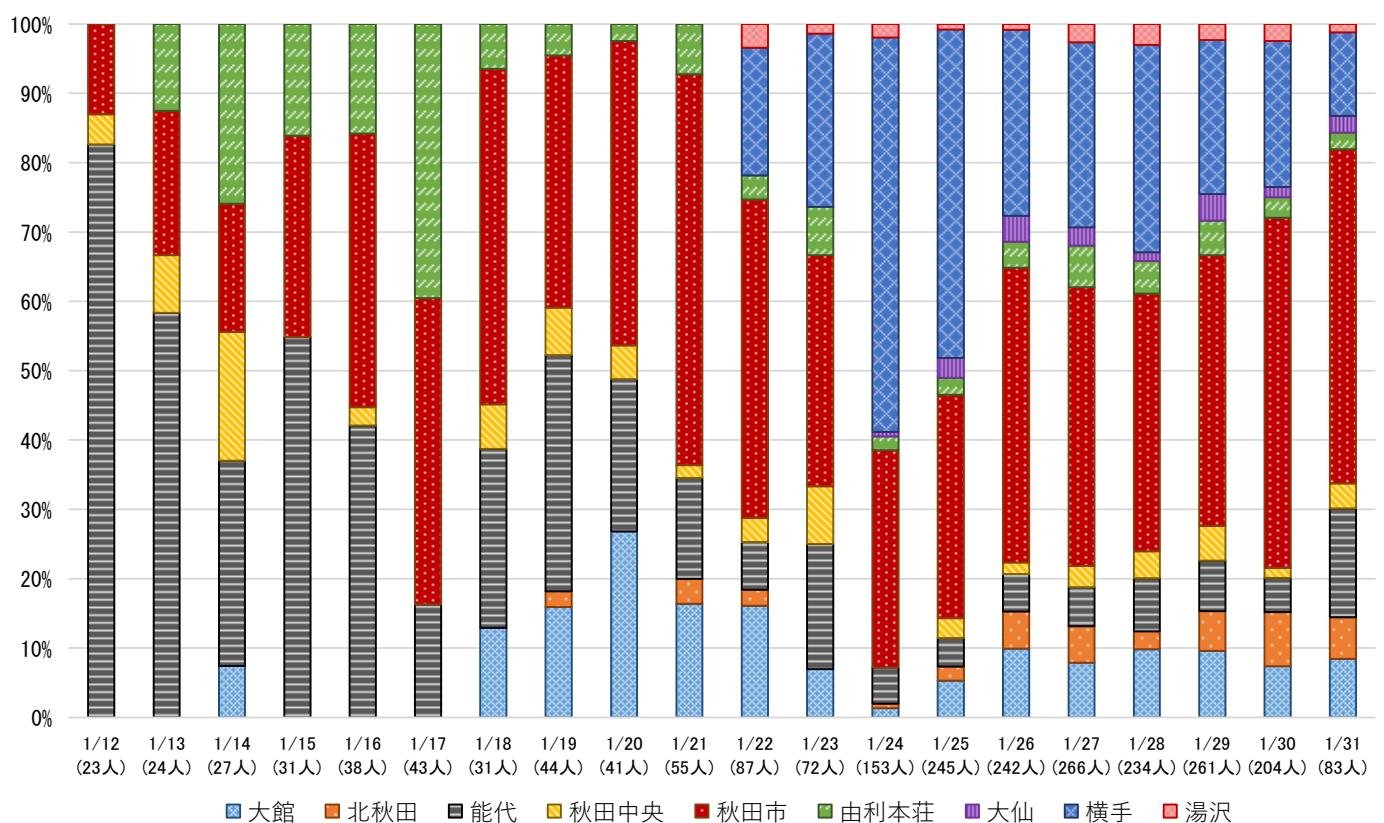
年代別の感染者数割合の推移（日別） 1/12～1/31

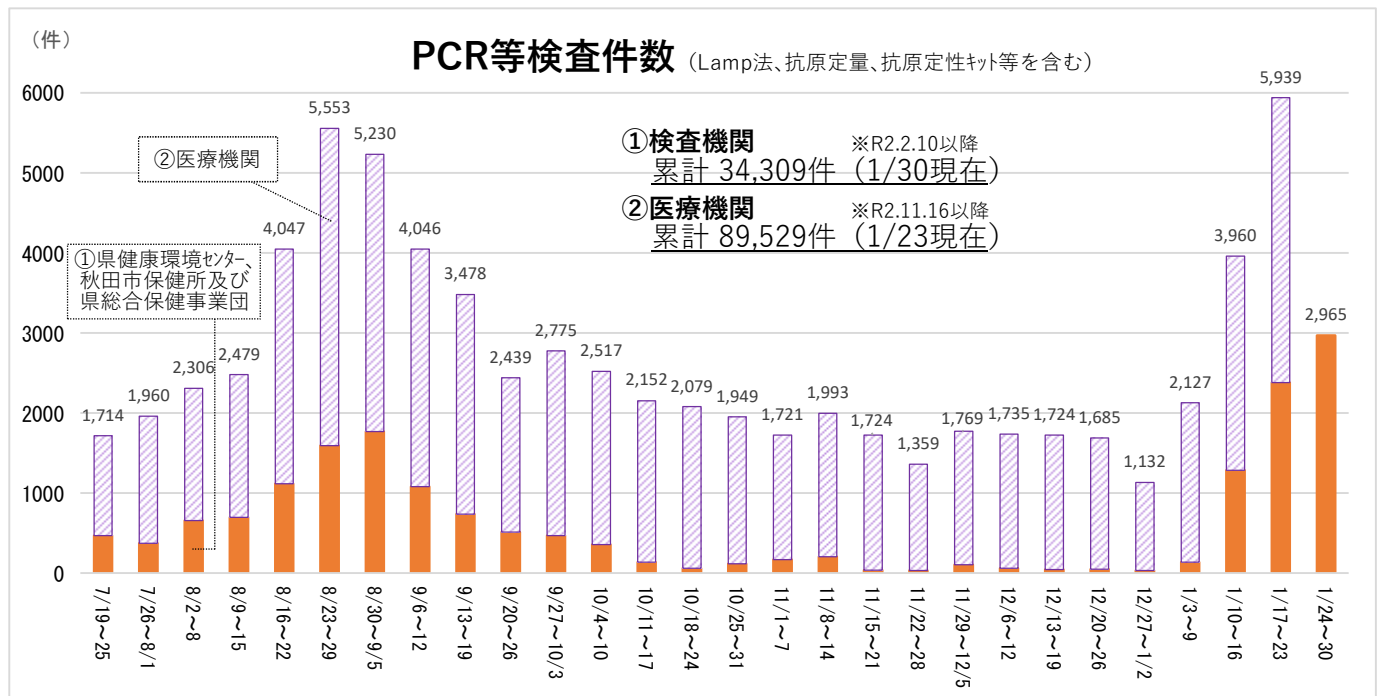
（R4年1月31日現在）



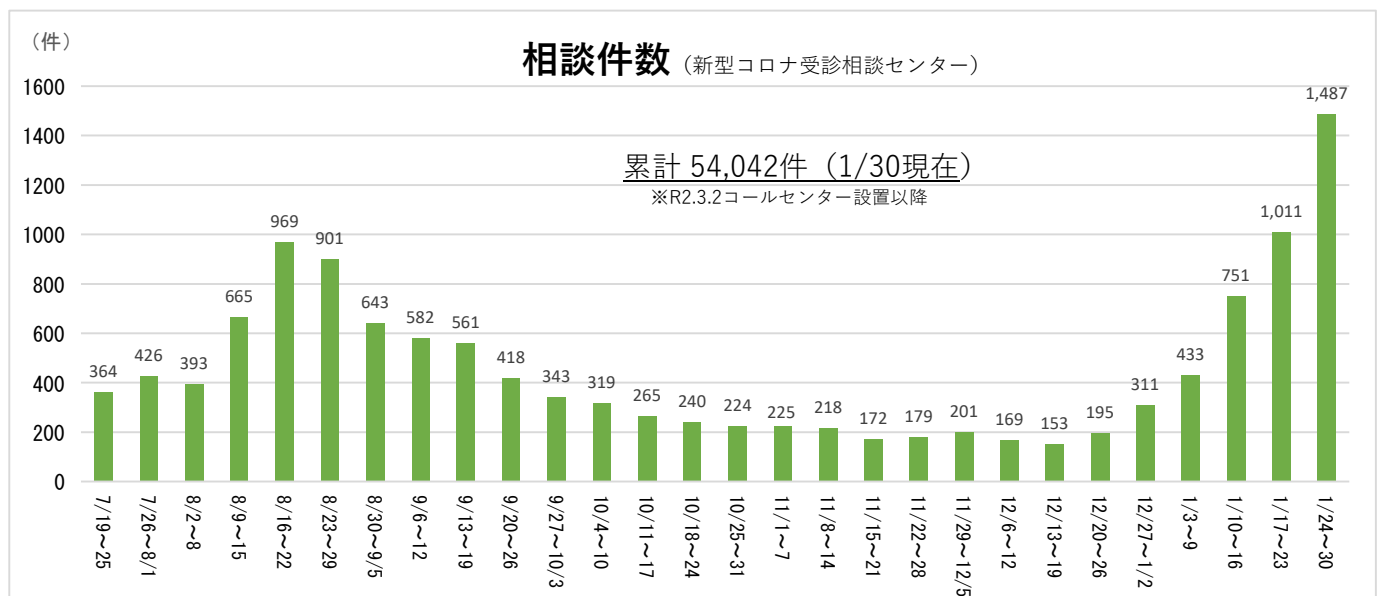
管轄保健所別の感染者数割合の推移（日別） 1/12～1/31

（R4年1月31日現在）



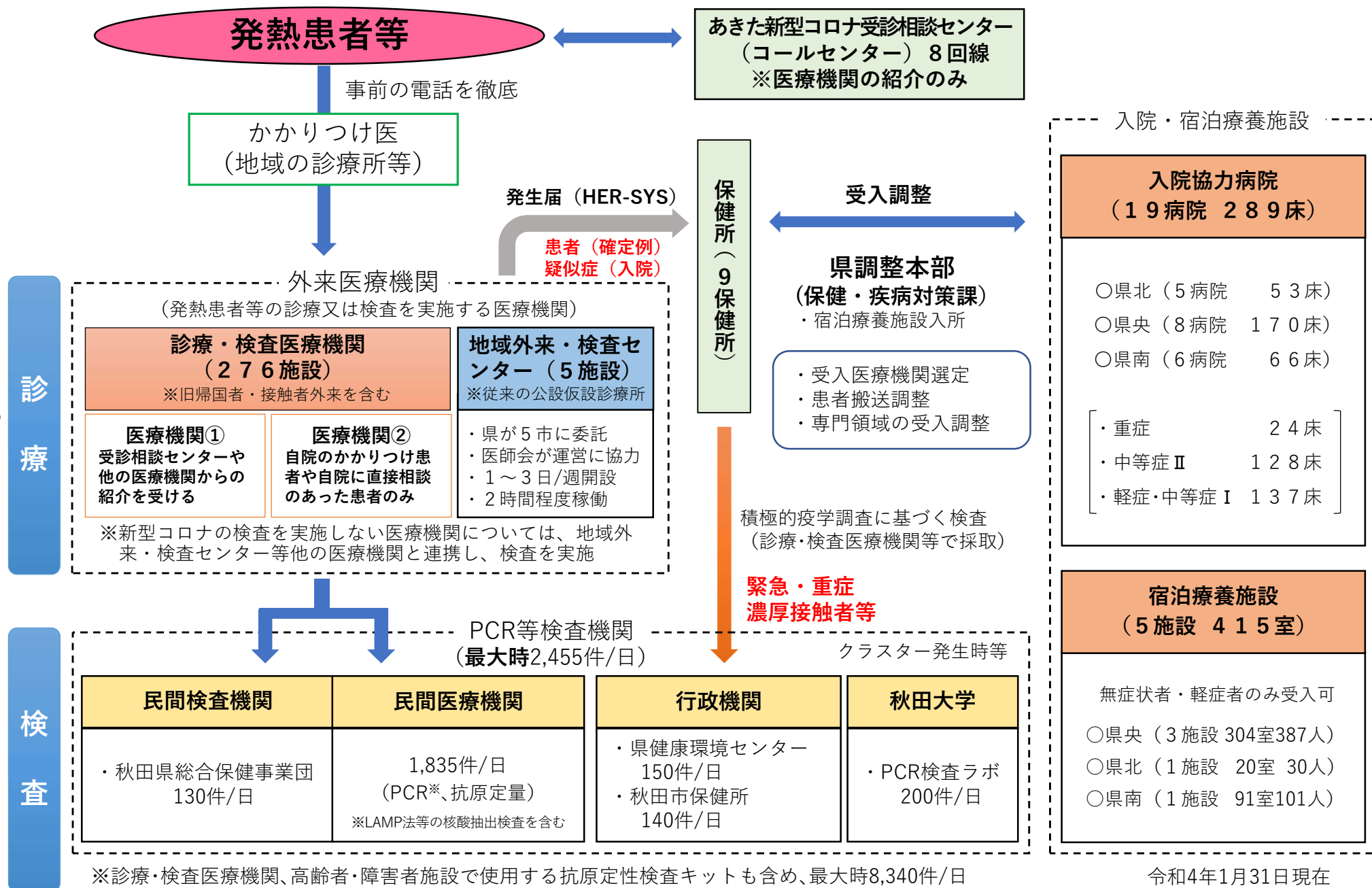


※医療機関における検査件数は、R2.11.16以降の検査から集計を開始。件数は、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム (G-MIS) から県が集計した件数と、県医師会が集計した件数を合計した数値 (G-MIS集計分は1/23まで、県医師会集計分は12/26までの件数)



秋田県新型コロナウイルス感染症 外来医療・入院医療 全体図

9



新型コロナウイルスの感染急拡大への対応について

令和 4 年 2 月 2 日
健 康 福 祉 部

1 医療提供体制

○自宅療養の開始

- ・感染の急拡大により、宿泊療養居室の使用率が 4 割程度に到達することが見込まれた時点で自宅療養を開始（1/21～）
診療体制への協力施設：診療所 60 施設、薬局 370 施設、訪問看護ステーション 7 施設

○濃厚接触者の待機期間短縮

- ・厚生労働省通知に基づき、濃厚接触者の待機期間と無症状陽性者の療養期間をそれぞれ 10 日間から 7 日間に短縮（1/28～）

○宿泊療養施設の拡充

- ・県北地域での運用を開始（1/31～、20 室収容 30 人）

○即応病床の確保

- ・2 月 2 日から病床確保フェーズを引き上げ
フェーズ 5（244 床）→ フェーズ 6（289 床）

○経口治療薬の活用体制

- ・ラゲブリオ（モルヌピラビル）配備のための登録施設の調整
登録施設：医療機関 132 施設、薬局 228 施設（1/29 時点）

○患者受入先病床等の調整

- ・県調整本部で全県一元的に入院・宿泊療養先、自宅療養を調整

2 検査等体制

○保健所体制の確保

- ・感染が急拡大した横手保健所への保健師等職員の応援派遣（1/23～）
保健師：県保健所の保健師のほか、在宅保健師、横手市保健師が疫学調査等に従事
地域振興局職員：検査キット配付業務、疫学調査補助（聞き取り、データ入力）等
- ・その他の感染拡大地域の保健所への保健師等の応援派遣
（能代 1/12～、由利本荘 1/15～、大館 1/24～）

○抗原定性検査キットの配付調整

- ・県独自に調達・確保していた検査キットを感染拡大地の医療機関等に供給
1/25～横手保健所（13,000 個）→医療機関、学校関係等に配付
1/28 秋田県医師会（5,000 個）

○無症状者へのPCR等検査無料化事業

- ・感染拡大傾向時の無料検査の実施期間を2月末まで延長（1/29 新聞広告）
- ・検査実施場所の拡充 10施設（1/4時点）→37施設（2/2時点）

3 ワクチン接種

○県内の接種状況（2月1日確認時点）

	1回目	2回目	3回目
総接種回数	823,497	812,581	26,519
全人口の接種率 (971,288人)	84.8%	83.7%	2.7%

※首相官邸ウェブサイトの都道府県別公表値（1月31日までの接種回数）

※全人口は、令和3年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口による。

○追加接種（3回目接種）の促進

- ・原則8か月以上とされている2回目と3回目の接種間隔について、医療従事者、高齢者施設入所者・従事者等では、6か月以上の間隔での接種が可能
- ・1月7日開催の秋田県・市町村緊急時連絡会議において、可能な限り前倒しで接種を進めるよう市町村に要請
- ・県も、県民を対象とした接種会場を設けることについて調整中

○5歳以上11歳以下の者（小児）への接種

- ・3月以降、小児への接種が開始される予定
- ・接種が可能となり次第、速やかに対応できるよう準備中

4 その他対応

○高齢者施設等への注意喚起

- ・感染警戒レベルの引き上げに伴い、感染予防対策の徹底を通知（1/20、1/25）

【参考】保健・医療提供体制確保計画（11/30策定）

（床・室）

フェーズ分類		フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4	フェーズ5	フェーズ6
フェーズ 切替基準	新規感染者数	県内感染者 無し	県内感染者 1名発生	7人/週	25人/週	50人/週	100人/週
	病床使用率	—	—	フェーズ2 病床の30%	フェーズ3 病床の30%	フェーズ4 病床の30%	フェーズ5 病床の30%
病床等 確保数	即応病床（うち重症）	45（1）	109（6）	129（10）	158（12）	229（15）	289（24）
	宿泊療養居室	395（488人）					

P C R等検査無料化事業の実施状況等について

令和4年2月2日
健康福祉部

1 無料検査の実施状況

- 1月5日から実施している感染拡大傾向時における感染不安を感じる県民への無料検査の期間を延長（1月31日まで→2月28日まで）
- 飲食・イベント・旅行等のための無料検査について、対象者を健康理由等によるワクチン未接種者から、ワクチン接種済み者にも拡大（3月31日まで）

<無料検査実績>

(件)

期 間	PCR検査	抗原定性検査	計	(うち陽性)
12/24(金)～1/4(火)	27	3	30	(0)
1/5(水)～1/9(日)	839	219	1,058	(2)
1/10(月)～1/16(日)	1,656	370	2,026	(5)
1/17(月)～1/23(日)	2,171	738	2,909	(13)
1/24(月)～1/30(日)	3,789	1,180	4,969	(69)
計	8,482	2,510	10,992	(89)

2 無料検査の実施場所

- 検査箇所数：37か所（2月2日現在）
- 最新の情報は県特設サイトに掲載 URL：<https://pcr-akita.com/>

3 無料検査の件数制限について

- 検査キット等の需給ひっ迫から、厚生労働省が有症状者への検査を優先する方針を示したことを受け、無症状者の無料検査について、内閣官房は当面の間、検査件数を制限するよう各都道府県に要請した。（1月27日）
- 本県においても、事業者に対して検査件数を一定程度制限する対応を要請しながら無料検査を継続することとし、県民に対して、有症状者の検査を優先することへの理解とともに、無料検査の受検の協力についてお願いしていく。

①無料検査の実施事業者への要請

- ・需給ひっ迫の解消までの間、足もとの検査件数以下に抑えるとともに、できる限り抗原定性検査よりPCR等検査で対応するよう、検査事業者に要請する。

②無料検査の受検に係る県民への依頼

- ・陽性者の早期発見、感染拡大防止の観点から、感染リスクの高い場面に接した方、感染の可能性がより高い方を中心に利用いただくよう協力を求める。
- ・無料検査の適切な利用のため、発熱等の症状のある方、陽性者の濃厚接触者、会社や学校等からの指示による受検は、対象とならないことを改めて周知。

感染警戒レベル等について

令和 4 年 2 月 2 日

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 現在の状況

- ・ 全国各地で新規感染者数の増加が続いており、政府は、34 都道府県を対象区域としてまん延防止等重点措置を適用している。
- ・ 県内の新規感染者数は、1 月 25 日以降、6 日間連続して 200 人台となるなど高い水準で推移している。
- ・ 主な感染経路として、保育園、学校、子供のスポーツ大会、職場が挙げられる。
- ・ 全県規模のスポーツ大会クラスターが複数発生しており、感染者が全県域に広がる大きな要因の一つとなっている。
- ・ 子供たちの感染が多く、その感染が家族に広がっており、新規感染者数は高止まりしている状況である。

【保健所別新規感染者数（令和 4 年）】

公表日	大館	北秋田	能代	秋田中央	秋田市	由利本荘	大仙	横手	湯沢	計
R4.1.1～ R4.1.23	54	5	148	26	209	56	0	34	4	536
R4.1.24	2	1	8	0	48	3	1	87	3	153
R4.1.25	13	5	10	7	79	6	7	116	2	245
R4.1.26	24	13	13	4	103	9	9	65	2	242
R4.1.27	21	14	15	8	107	16	7	71	7	266
R4.1.28	23	6	18	9	87	11	3	70	7	234
R4.1.29	25	15	19	14	101	13	10	58	6	261
R4.1.30	15	16	10	3	103	6	3	43	5	204
R4.1.31	7	5	13	3	40	2	2	10	1	83
R4.2.1	17	10	3	13	124	20	6	58	6	257
R4.2.2	34	8	8	2	92	7	9	23	8	191
合計	235	98	265	89	1,093	149	57	635	51	2,672

2 県の感染警戒レベルの維持

県内の新規感染者数や病床の使用状況などを踏まえ、県の感染警戒レベル「3」を維持する。(期間：2月18日まで)

3 県民への要請内容

(1) 県外との往来

- ① まん延防止等重点措置区域との不要不急の往来は避けること。やむを得ず往来する場合は、帰県の際のPCR等の検査や健康観察の徹底など感染防止対策を万全にすること。
- ② ①以外の地域との往来は、訪問先等の感染状況を踏まえて判断すること。
特に、感染が拡大している地域との往来は慎重に判断すること。
- ③ 県外との往来に当たっては、不織布マスクの正しい着用、手洗いなどの基本的な感染防止対策を徹底した上で、感染に十分注意して行うこと。
ただし、発熱等の症状がある場合は、往来を控えること。

(2) 感染リスクの回避（オミクロン株対策の徹底）

- ① 飲食を伴う集まりは、「長時間を避け」、「マスク会食」を行うとともに、「参加人数に応じた席の配置」や「十分な換気」を徹底すること。
また、不特定多数による飲酒を伴う会食は控えること。やむを得ず参加する場合は、PCR等の検査を受けるなど、特に感染防止対策を徹底すること。
- ② 集会、イベント等の開催を慎重に判断することとし、開催する場合は、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」など基本的な感染防止対策を徹底すること。
- ③ 混雑する場所をできるだけ避けること
- ④ 職場や飲食店等における業種別ガイドラインを実践し、感染防止対策を徹底すること。
- ⑤ 感染リスクの高い場面に接した場合など感染に不安を感じる方（無症状者に限る。）は、「感染拡大傾向時の一般検査事業（無料のPCR等検査）」を活用すること。

新型コロナウイルス感染症に係る主な取組の状況について

令和 4 年 2 月 2 日

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

【飲食店・宿泊施設における感染防止対策への支援等】（生活環境部、産業労働部、観光文化スポーツ部）

（１）飲食店の認証制度

適切な感染防止対策を講じる飲食店を認証する制度の導入

- ・ 申請期間：R3. 5. 28～R4. 2. 28
- ・ 申請件数：807 施設（1. 31 現在）
- ・ 認証件数：634 施設（1. 31 現在）

（２）飲食店感染予防環境整備支援事業（新型コロナ対策認証枠）

飲食店の認証取得に向けた設備導入への助成

- ・ 補助率：4/5（上限額 30 万円）
- ・ 申請期間：R3. 5. 28～R4. 2. 28
- ・ 申請件数：503 施設（1. 31 現在）

（３）宿泊施設感染防止対策等支援事業の実施

感染防止対策等ための物品購入や施設改修等に必要な経費への助成

- 感染防止対策のための物品購入等への支援
 - ・ 補助率：2/3（上限額 200 万円）※認証取得に向けた取組は 4/5
 - ・ 申請期間：R3. 5. 28～R4. 2. 28
 - ・ 申請件数：113 施設（1. 31 現在）
- 感染防止対策等のための施設改修等への支援
 - ・ 補助率等：1/2（上限額 500 万円）※経営改善計画策定は 2/3（1, 000 万円）
 - ・ 申請期間：R3. 6. 2～R3. 11. 19
 - ・ 申請件数：59 施設

【企業の事業・雇用継続に対する支援等】（産業労働部）

（１）資金繰り支援

売上高が減少している中小企業に対する経営安定資金の無利子・無保証料貸付
実施期間 令和 4 年 1 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日まで（事前協議ベース）

・ 新型コロナウイルス感染症対策枠（1/28 現在） 865 件、 242. 2 億円

（２）雇用維持支援金の給付

雇用維持に努める中小企業に対する雇用調整助成金の受給状況に応じた支援金の給付（1 回：10 万円、2 回：20 万円、3 回以上：30 万円）

- ・ 交付決定 (R3. 4. 1～7. 30) : 215 事業所、38,400 千円 (最終)

〔主な内訳〕 製 造 業 : 52 事業所、9,000 千円

卸売・小売 : 60 事業所、10,800 千円

サービス業 : 32 事業所、5,500 千円

(3) PCR等検査に要する費用への助成

中小企業の従業員等が県外出張後に行うPCR等検査の費用への助成

- ・ 交付決定 (1. 31 現在) : 50 件 (103 検査分)、946 千円

(4) 飲食店への支援金の給付

売上が大きく減少した飲食店及び飲食店関連事業者に対し、事業継続を支援するため、支援金を給付

- ・ 対象者 次の要件をすべて満たす中小企業者等

(1) 県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者等 (個人事業主含む)

(2) 飲食店又は、飲食店と継続的に直接取引のある事業者 (飲食店関連事業者)

(3) 直近決算期の売上が前年度又は、前々年度と比較して20%以上減少していること。

- ・ 支援金額 1 事業者当たり売上金額3千万円につき30万円 (上限300万円)

- ・ 申請受付 令和4年10月27日～令和4年1月31日まで

- ・ 申請件数 2,578 件 1,100,100 千円 (1/28 現在)

(5) 販路開拓・取引拡大を支援

ウィズコロナに対応した新たなスタイルの展示会等への出展を助成

- ・ 交付決定 (一次募集 R3. 7. 7～8. 6) : 13 件、2,902 千円

(二次募集 R3. 8. 16～9. 30) : 2 件、277 千円

(三次募集 R3. 10. 4～12. 10) : 5 件、1,323 千円

- ・ 補助率 : 1/2 (上限額30万円)

【宿泊・観光需要の喚起等】 (観光文化スポーツ部)

(1) 冬季宿泊・観光関連事業者支援事業 (あきた冬割キャンペーン!) の実施

○ 宿泊事業者への助成

冬季の県民向け宿泊プランを造成し、割引価格で販売した宿泊事業者に対して、1人1泊当たり5,000円を上限に助成する。

- ・ 対象期間 : 令和3年11月19日～令和4年2月28日

- ・ 対 象 者 : 県内在住者※令和4年1月1日から隣接4県の在住者を追加

(1. 15 から青森県、1. 26 から岩手・宮城・山形県の新規予約停止)

- ・ 助 成 額 : 1 / 2 (上限5,000円)

- ・ 限 度 額 : 1 事業者当たり250万円

- ・ 人 泊 数 : 172,500 人泊 (予定)

- ・ 精算状況 (1. 31 現在 速報値) : 848 件 223,619 千円 ※精算30%

○ 観光関連施設応援クーポンの発行

上記宿泊プランの利用者に対し、旅行期間中に使用できるクーポンを1人1泊当たり1,000円分を配付する。

- ・対象施設：観光関連施設（道の駅、土産店、観光体験施設 等）
- ・配付枚数：172,500枚（予定）
- ・精算状況（1.31現在 速報値）：25,242千円 ※精算率19%

（2）スキー場を活用した冬季誘客促進事業の実施

スキー場への誘客により冬季観光の振興を図るため、県内在住者を対象としたリフト代金等の割引券を発行する。

- ・発行枚数：2,000円割引（リフト・食事等） 10,000枚
7,000円割引（リフト・食事＋レンタル等） 5,000枚
- ・対象施設：秋田県スキー場協会加盟14スキー場
- ・対象期間：令和3年12月～令和4年3月13日
- ・精算状況（1.23現在 速報値）：2,259千円 ※精算率4.2%
- ・利用状況（1.23現在 速報値）：20,179千円 ※利用率52.8%

（3）冬季旅行商品造成支援事業の実施

冬季における旅行商品の開発・魅力増進を図るため、県内の旅行業者に対し、秋田の魅力ある県民向け冬季旅行商品の造成・販売を支援する。

- ・補助先 県内の旅行業者
- ・補助額 送客補助 1人当たり上限 6,000円
広告補助 1社当たり上限 300,000円
- ・限度額 1事業者当たり530万円
- ・対象期間 令和3年11月～令和4年2月まで
- ・申請状況 (2.1現在)26社、44,737千円(宿泊5,291人泊、日帰り4,387人)
- ・実績状況 (12月末現在)9社、1,120千円(宿泊45人泊、日帰り331人)

（4）県内空港利用促進緊急対策事業の実施

※ 全国的な感染の再拡大や県内感染者の増加傾向等を踏まえ、事業の実施を当面の間延期する。

○ 県内空港県民利用促進事業

県民が航空路線を往復利用する場合、航空運賃の一部をキャッシュバックする。

- ・対象者：秋田空港、大館能代空港の航空路線を往復利用する県内居住者
※旅費が支給されるビジネス利用やマイレージ等による無償利用は対象外
- ・助成額：5,000円／1往復
- ・対象期間：令和4年1月15日～2月28日（申請期限3月8日）

○ 空港ターミナルビルテナント利用促進事業

航空路線利用者が空港ビル内のテナントで使用可能な割引クーポンを発行する。

- ・対象者：秋田空港、大館能代空港の航空路線利用者
- ・額面：1,000円（税込2,000円以上の商品購入・飲食に使用可能）
- ・発行枚数：秋田空港 10,000枚 大館能代空港 2,500枚
- ・使用期間：令和4年1月15日～2月28日（発行は2月23日まで）

【学校における新型コロナウイルス感染症対策の強化】（教育庁）

校内の消毒作業など新しい生活様式に対応した校内環境の整備に当たるサポーターの配置

- ・18 市町村の小・中・義務教育学校に 91 名配置（4.1～）

【全国大会参加者等へのPCR検査支援】（観光文化スポーツ部、教育庁）

（１）国民体育大会参加選手等における感染検査の実施

東北総合体育大会及び国民体育大会に参加する選手団等の感染予防対策を徹底するため、選手・監督・役員等について大会出場に係るPCR検査を実施

○東北総合体育大会（開催地：山形県、主会期：R3.8.20～R3.8.22）

（19 競技 370 人にPCR検査を実施）

結果判明数：370 人 全て陰性

○鹿角冬季国体（開催地：鹿角市、会期：R4.2.17～R4.2.20）

秋田県選手団及び大会運営スタッフ等のPCR検査を実施（約 2,000 件）

※国民体育大会（本大会）については中止により実績なし

（２）全国大会等出場校における感染検査への支援

対 象 者：部員、引率者 等

対象大会：全国組織及び東北地区の各連盟（高体連・高野連・中体連・高文連等）が主催・共催する大会及び全国障害者スポーツ大会

予 算 額：259,120 千円

申込者数：546 団体（3,807 人） ※1.31 時点

結果判明数：3,463 人 全て陰性

【道の駅、空港等における注意喚起】（建設部）

注意喚起ポスターを、道の駅、高速道路のSA・PA、空港ターミナル、都市公園等へ掲示中

事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

申請期間

2022年1月31日(月)～5月31日(火)

給付対象

①と②を満たす 中小法人・個人事業者が給付対象 となり得ます。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定において同じ)。

給付額

中小法人等 上限最大250万円 個人事業者等 上限最大50万円 を支給します。

給付額 基準期間^{※1}の売上高－対象月の売上高×5か月分

※1 2018年11月～2019年3月／2019年11月～2020年3月／2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 ^{※2} 1億円以下	年間売上高 ^{※2} 1億円超～5億円以下	年間売上高 ^{※2} 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

以下に当てはまる方は申請が簡単です。是非ご活用ください。

一時支援金または月次支援金を受給された方

事前確認が不要！ 提出書類が少ない！
過去の申請情報を活用可能！

登録確認機関と「継続支援関係」に当たる方

事前確認を簡略化！ 提出書類が少ない！
▶ 詳細は裏面をご覧ください

新型コロナウイルス感染症の影響

以下のいずれかによる影響を受けて売上減少している方が対象です。

- ① 国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
※個人消費の機会の減少につながるもの
- ② 国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止
- ③ 消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行



- ④ 海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制



- ⑦ コロナ禍を理由とした供給減少や流通規制



- ⑤ コロナ関連の渡航制限等による海外渡航者や訪日渡航者の減少



- ⑧ 国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
※業務上不可欠な取引や商談機会の制約につながるもの



- ⑥ 顧客・取引先が①～⑤、⑦～⑨のいずれかの影響を受けたこと



- ⑨ 国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請



上記に記載されたいずれかの新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことについて、その裏付けとなる書類の追加提出を求める場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合には給付対象とはなりません



実際に売上が減少したわけではないにもかかわらず、通常事業収入を得られない時期(事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など)を対象月とすることにより、算定上の売上が減少している場合は給付対象外です。



売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合は給付対象外です。



要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等により売上が減少している場合は給付対象外です。

誤って申請することのないよう、よくご確認ください。

相談窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようにお願い申し上げます。

0120-789-140

(携帯電話からもつながります)

※お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページもご活用ください。

IP電話 専用回線 **03-6834-7593**

受付時間 **8:30-19:00**
(土日・祝日も含む)

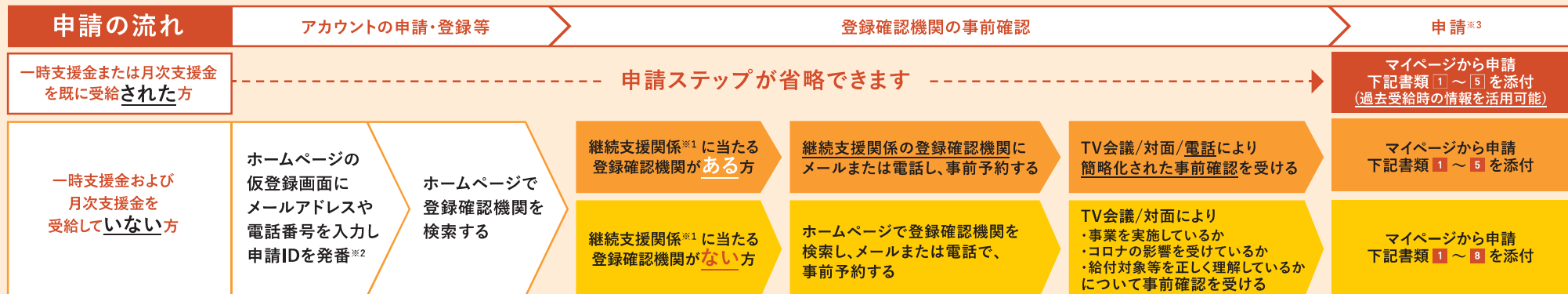
ホームページ



事業復活支援金 検索

<https://jigyoku-fukkatsu.go.jp/>

⚠ 不正受給は犯罪です！



「一時支援助金または月次支援助金を既に受給された方」、「一時支援助金および月次支援助金を受給しておらず、継続支援関係に当たる登録確認機関がある方」は申請ステップの一部を省略できます。

そのため、事前確認を受ける際は、継続支援関係に当たる登録確認機関がある方は、その機関に依頼することを推奨します。

※1 継続支援関係とは右の①～④のいずれかに該当することを指します(詳細はホームページでご確認ください)。①法律に基づき特別に設置された機関(商工会、商工会議所等)の会員・組合員、②法律に基づく士業(税理士、行政書士等)の顧問先、③金融機関の事業性投融資先、④登録確認機関の反復継続した支援先。

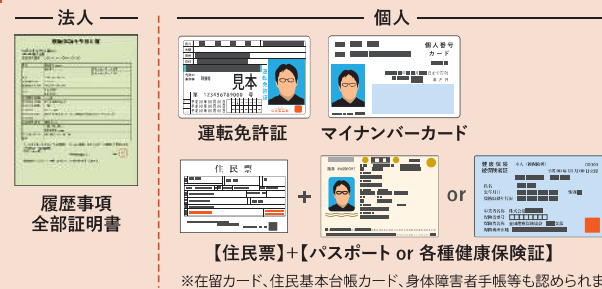
※2 一時支援助金または月次支援助金のIDを発番した方で、申請や受給をしていない方については、発番済のIDを利用可能です。(ただし、事業復活支援助金の事前確認を受けていただく必要があります。)

※3 オンライン申請が困難な方がご利用いただける申請サポート会場も設置しております(詳細はホームページでご確認ください)。

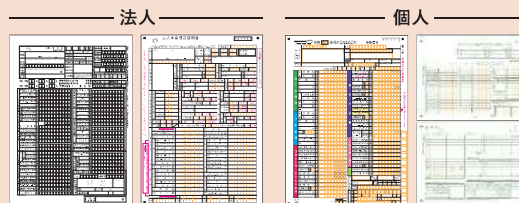
申請書類

※主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合や、特例を用いる場合等においては、他にも申請時に必要な書類がございます(詳細はホームページでご確認ください)。

1 履歴事項全部証明書(法人)または本人確認書類(個人)

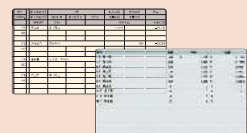


2 収受日付印の付いた2019年(度)、2020年(度)及び選択する基準期間を全て含む確定申告書類の控え



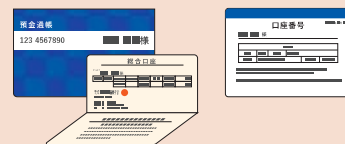
※e-Taxを通じて申告を行っている場合、これらに相当するものを提出して下さい。
 ※基準期間は、①2018年11月～2019年3月、②2019年11月～2020年3月、
 ③2020年11月～2021年3月のうち、基準月を含む期間。
 ※法人は2019年11月、2020年11月及び基準期間を含む全ての事業年度の確定申告書類の控えが必要です。

3 対象月の売上台帳等



※事前確認では、2018年11月から対象月までの各月の帳簿書類(売上台帳、請求書、領収書など)が必要です。
 ※書類の量が膨大な場合は、登録確認機関が任意に選択した、複数年月の帳簿書類でも構いません。

4 振込先の通帳(通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ)



※事前確認では、2018年11月以降の全ての事業の取引を記録している通帳(事業の取引がわかる全てのページ)が必要です。

5 代表者または個人事業者等本人が自署した宣誓・同意書



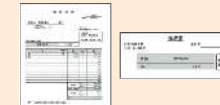
※ホームページからダウンロードできます。

一時支援助金および月次支援助金を受給しておらず、継続支援関係がない方は、以下の書類も必要になります。

6 基準月の売上台帳等



7 基準月の売上に係る1取引分の請求書または領収書等



8 基準月の売上に係る通帳等(取引が確認できるページ)



※7・8については、事業において通帳等を全く用いていない場合など、合理的な理由により提出ができない場合に限り、理由書(様式あり)を提出することで代替することができます。

保存書類

2018年11月から対象月までの、確定申告書類の裏付けとなる帳簿書類(売上台帳、経費台帳、請求書、領収書など)および通帳を保存してください。



※申請時の提出は不要ですが、申請後に提出を求める場合がございますので、7年間保存してください。
 ※給付要件を満たさないおそれがある場合は、保存書類以外にも書類の提出を求める場合があります。